

岩手県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和7年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	住 所	指定年月日
軽石 佳奈	北上市鬼柳町都鳥176番地2 コーポヒューガ202号	令和7年5月22日